

明治国際医療大学大学院鍼灸学研究科臨床鍼灸学専攻

修士学位論文審査基準

■審査体制

1. 学位論文の審査及び最終試験は、大学院教育検討委員会において選出し、大学院委員会において決定された審査委員会の委員3名（主査1名、副査2名）により行う。
2. 審査委員会は学位論文の審査と、公開発表会の形での最終試験を行う。
3. 学位論文の審査及び最終試験の合格又は不合格は、審査委員会の報告に基づき、大学院委員会が審議し、その結果を学長に報告する。
4. 審査委員会委員については、大学院委員会で選任された教授・准教授から選出する。

■評価項目

【学位論文の審査】

1. 当該の症例報告を行う上で、修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけている報告内容であるか。
2. 症例報告ないしは症例集積など、実際の臨床現場で得られた情報に基づいた後ろ向き研究になっているか。
3. 対象となる症例については様々な情報を処理し、症例、現病歴、現症、西洋医学的ならびに東洋医学的な病態把握、治療方法など、構造的にまとめられているか。
4. 論文の記述（本文、図表、引用文献など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。
5. 当該領域から見て、独創性を有する論文となっているか。
6. 症例報告に関する文献調査が十分なレベルに達しているか。

【最終試験】

1. 症例の背景や症例報告を行う上での目的が明確であるか。
2. 症例に関する知識の整理がなされているか。
3. 病態把握の進め方や治療方法について吟味がなされているか。
4. 発表は症例の経過を適切に表現しているか。
5. 発表は論理的に分かりやすく構成されているか。
6. 質疑に対する討論が十分であるか。

■評価基準

上記の評価項目すべてについて、修士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。